

一般社団法人美郷町観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人美郷町観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県東臼杵郡美郷町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、美郷町及びその周辺地域との緊密な連携のもと、自然の保護に努め、美郷町内の観光資源の開発整備を促進し、観光事業の健全な振興と、文化・地域産業の進展に寄与するとともに、観光客の受入体制の整備を行うなど観光に関する事業の振興を図り、もって地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光事業の実施及び助成
- (2) 観光資源の調査研究及び開発保全
- (3) 観光施設の整備促進
- (4) 観光宣伝及び観光客の誘致斡旋
- (5) 観光土産品及び特産物の開発、育成指導並びに紹介斡旋
- (6) 郷土芸能・文化の保存伝承及び育成並びに観光関連産業の振興
- (7) 会員相互の研修
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) 地方公共団体、公共的団体、その他からの受託事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、団体又は法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、団体又は法人

(入会)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

(基本財産)

第13条 当法人の基本財産は次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 委託費

- (4) 事業収入
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準及び会費並びに入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日より7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長は、議事録署名人を出席理事のうちから2名指名する。
- 3 議長及び前項の理事2名は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち、2名を業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 25 条 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 理事は、協会の企画、運営等の会務を審議する。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 31 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上で当法人が予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 32 条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会に諮り、委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に答え、会長に対し意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職
- (4) この定款で定めるもののほか、規則等の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 1 項に掲げる理事は、第 2 項の規定に基づいて、自己の職務の執行の状況を理事会に最低毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上報告するものとする。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、議事録署名人を出席理事のうちから 2 名指名する。

3 議長、前項の理事 2 名及び出席した監事は、第 1 項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 42 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項第3号から第6号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金及び残余財産の処分)

第46条 当法人は、剰余金の配当をしない。

- 2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免は理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。